



令和7年10月8日

蕨市長 頼高 英雄 様

蕨市上下水道審議会
会長 長野 眞由美

水道事業における適正な水道料金等の設定について（答申）

令和7年6月23日付け蕨水発第87号にて諮問を受けた標記の件について、全4回にわたり審議した結果、次のとおり答申します。

記

- ・財政収支見込みなどから、事業継続のために料金改定が必要という結論に至った。
- ・安定給水の維持と健全な事業運営のために、水道料金は38.88%の増額改定、水道利用分担金は、各口径別に埼玉県内平均を目安とした平均27%の増額改定がそれぞれ望ましい。これらを反映させたそれぞれの料金表は、別紙のとおりとする。
なお、物価高騰による市民生活や企業活動への影響を考慮しつつ判断されたい。
- ・今後の料金見直しについては、経営状況や社会的情勢等に応じて、定期的に水道料金改定の必要性を検討することが望ましい。

《別紙》

【改定後の水道料金表】（1 か月：税抜）

用途	基本料金		従量料金（1 m ³ あたり）	
	水量	料金	水量	料金
家事用	10 m ³	1,250 円	10 m ³ 超～20 m ³ 未満	185 円
			20 m ³ 超～30 m ³ 未満	213 円
			30 m ³ 超～50 m ³ 未満	276 円
			50 m ³ 超～70 m ³ 未満	305 円
			70 m ³ 超～	375 円
営業用	10 m ³	1,390 円	10 m ³ 超～20 m ³ 未満	241 円
			20 m ³ 超～40 m ³ 未満	276 円
			40 m ³ 超～70 m ³ 未満	319 円
			70 m ³ 超～100 m ³ 未満	417 円
			100 m ³ 超～	460 円
公共施設等用	10 m ³	1,740 円	10 m ³ 超～40 m ³ 未満	305 円
			40 m ³ 超～70 m ³ 未満	333 円
			70 m ³ 超～100 m ³ 未満	375 円
			100 m ³ 超～	460 円
公衆浴場用	100 m ³	9,000 円	100 m ³ 超～	130 円
消火栓	1 栓 1 回	2,400 円	(私設屋外演習用)	
	10 分ごと	1,200 円	(私設屋内演習用)	

【改定後の水道利用分担金表】（税抜）

口径	分担金の額
13mm	140,000 円
20mm	230,000 円
25mm	490,000 円
40mm	1,590,000 円
50mm	2,700,000 円
75mm	7,050,000 円
100mm	13,470,000 円
150mm 以上	管理者が別に定める額